



2026 年 3 月 27 日

各 位

会 社 名 トランスコスモス株式会社
(登記社名：トランス・コスモス株式会社)
代表者名 代表取締役共同社長 牟田 正明
代表取締役共同社長 神谷 健志
(コード番号 9715 東証プライム市場)
問合せ先 上席常務執行役員 コーポレート統括
法務・コンプライアンス本部長 堀石 尚男
T E L 050-1751-7700 (代表)

内部統制システムの基本方針の一部改定に関する決議のお知らせ

当社は、2026 年 3 月 27 日開催の取締役会において、下記のとおり「内部統制システムの基本方針」の一部改定を決議いたしましたのでお知らせいたします。効力発生日は 2026 年 4 月 1 日でございます。

なお、改定箇所につきましては、下線を付しております。

記

1. 当社および子会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、トランスコスモスグループガバナンス基本方針およびトランスコスモスグループ行動指針等に基づいて職務を執行する。

当社グループの取締役が、法令・定款を遵守すること、ならびに企業理念に則った行動を取るよう、各社の取締役会および当社の取締役会の下に設置するグループガバナンス委員会等を通じて監督し、徹底を図る。

コンプライアンスに関する研修等をはじめ当社グループを対象とする横断的なコンプライアンスに関する取り組みを通じて、当社グループ役職員のコンプライアンスに対する意識をさらに高め、適正な職務の執行を徹底する。

当社は、当社役職員を子会社へ取締役または監査役として派遣し、子会社の取締役会への出席その他相当な方策・機会を通じて、子会社の業務執行が適切に行われるよう監督する。

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える組織等に対して、グループ行動指針等に基づき組織全

体として毅然とした態度で臨み、取引関係その他一切の関係を持たない。

当社は、グループ内部通報規程を制定してグループ内部通報制度を整備・運用することにより、当社グループの業務運営に関する組織的または個人的な法令違反行為および社内規程違反行為を未然に防止し、あるいは早期に発見して是正を図ることで自浄作用の実効性を向上させ、コンプライアンス経営を強化する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、重要な意思決定および報告に関しては、取締役会規程に基づいて実施する。

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、稟議規程、文書管理規程、契約書取扱規程、情報管理規程、情報セキュリティ管理規程、サイバーセキュリティ基本方針等に基づき適切に保存および管理を行う。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理は、トランスコスモスグループガバナンス基本方針等に基づきグループガバナンス委員会が総括する。

当社グループの各部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、損失の危険を発見した場合には速やかにグループガバナンス委員会に報告する体制を構築する。また、リスク情報の収集を容易にするため、損失の危険を発見した場合には速やかに組織を通じて報告するよう周知徹底する。

当社の内部監査室は、代表取締役および監査等委員会の指揮命令のもと、内部監査規程に基づいて当社グループに対する監査実施項目および方法を検討して監査計画を立案し、計画に基づく監査を行い、代表取締役および監査等委員会に対して監査結果を報告する。

当社の内部監査室は、監査により法令定款違反が発見された場合、あるいはその他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は、代表取締役および監査等委員会に速やかに報告する。

当社グループは、グループ内部通報制度の整備・運用のため、当社グループの全ての役職員が利用可能なグループ内部通報窓口を設置し、不正行為に関する内部通報が可能な体制を構築する。内部通報は当社の監査等委員が直接受領する経路を確保することで適正に処理されることを保証し、これにより、コンプライアンス経営を強化する。

当社グループは、グループ情報セキュリティポリシーおよびグループ情報セキュリティ基本方針を制定し情報管理の充実を図る。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社グループは、迅速かつ実効性の高い企業経営を実現するため、中期経営計画および年次計画を策定し、グループ経営ビジョンの浸透を図る。併せて、その達成に向け、取締役および子会社が担当する業務ごとに具体的な計画を定め、進捗状況を定期的にレビューしフィードバックを行うことにより、業務が効率的に遂行される体制を確保する。

適宜、経営幹部で構成する経営会議等の会議体を設置し、取締役会から委任を受けた経営の重要事項を決定する。また、執行役員等を選任することで機動的な業務執行を行い、取締役の職務の効率性を図る。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループは、トランスコスモスグループガバナンス基本方針、トランスコスモスグループ行動指針およびトランスコスモスグループの決裁基準等グループ共通の方針等を遵守し、既述の体制を整備すると共に、当社への決裁申請・子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の報告体制を整備等することにより、当社グループの業務の適正を確保する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務は、監査等委員会の指揮・監督のもとに内部監査室が補助する。内部監査室に所属する主要な使用人の人事異動、人事評価および懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得る。

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

7. 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役および使用人は、以下のような項目を定期的に監査等委員会に報告することとし、監査等委員である取締役は取締役会や重要な会議に出席して報告を受ける。

- ・取締役会決議事項、報告事項
- ・月次、四半期、通期の業績、業績見通しおよび経営状況
- ・重要な開示資料の内容
- ・重要な組織・人事異動
- ・当社に著しい損失を与えるおそれのある事項
- ・当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
- ・内部監査室、コンプライアンス推進統括部の活動状況
- ・その他、重要な稟議・決裁事項

このほか、監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じた場合には、速やかに報告する体制を整備する。

8. 当社グループの役職員が当社の監査等委員会に報告するための体制

当社グループの役職員は、当社の監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。ただし、法令等の重大な違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、速やかに当社の監査等委員会に対して報告を行い、当社は、これに必要な体制を整備する。

当社のグループ内部通報制度の担当部署は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、適宜当社の監査等委員会に対して報告する。

9. 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会に前2項の報告を行った者に対して、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを

禁止する。

10. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務執行について、当社に対し、会社法第 399 条の 2 第 4 項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が監査等委員の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および使用人は監査等委員会の監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。

代表取締役は、監査等委員会と定期的な意見交換を行うとともに、監査等委員会が内部監査室との適切な意思疎通および効果的な監査業務を実施するための体制を構築する。

12. 適時適正開示を行うための体制

適時開示規程に基づき、適時適正な開示のための取組み等の役職員への周知徹底を図るとともに、当社グループでの開示情報のレポーティングラインを構築する。経営会議において内容の適正性を確保し、適時適正開示を実施する。

以 上